

税務Q&A



消費税の課税対象とならない取引 (キャンセル料)

九州北部税理士会 福岡支部 調査研究委員会 戸江 千枝
(ホームページ <http://www.kyuhokuzei-fukuoka.jp/>)



予定の当日に出張が取りやめとなり、当初支払っていた消費税を含む旅費の全額をキャンセル料として旅行会社に徴収されました。この場合、当社が負担した消費税相当額は仕入税額控除の対象となりますか？



この場合のキャンセル料は、旅行会社の逸失利益等に対する損害賠償金に該当すると考えられますので、消費税の課税対象とはなりません。したがって、キャンセル料に当初支出した消費税に相当する金額が含まれていたとしても、課税仕入れにかかる支払対価とはならず、仕入税額控除の対象となりません。

1. 消費税の課税対象である資産の譲渡等

消費税は、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡等を課税の対象としています。資産の譲渡等とは、「事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供等をいう。」(消費税法2条1項8号)と規定されています。

2. キャンセル料と消費税

運賃やホテル代などの旅費は、役務の提供の対価ですが、キャンセルされた場合は、役務の提供が行われていませんから、消費税の課税対象とはなりません。

旅行会社が受け取ったキャンセル料は、旅行が実施されれば本来得ることができたであろう利益がなくなったことに対する補てん金(損害賠償金)としての性格のもので、資産の譲渡等の対価に該当しないため、消費税の課税の対象とはなりません。

この事例では、当初の航空運賃全額がキャンセル料として徴収されているので、それに消費税相当額が含まれているのに消費税が課税されないとは？と不思議に思われるかもしれませんが、キャンセル料をいくらにするかは、

あくまで契約の当事者間の了解事項とされています。消費税は資産の譲渡等という取引に着目して課される税金なのです。

しかし、同じキャンセル料であっても、航空運賃のキャンセル料などで、払戻しのときに必ず一定の金額を徴収されるものは、解約等に伴う事務手数料に該当し、消費税の課税対象となります。

ただし、キャンセル料に「事務手数料部分」と「損害賠償金」の両方が含まれている場合で、その区分为明記されていないときは、全額が消費税の課税対象となりません。(消費税法基本通達5-5-2)

3. 損害賠償金と消費税

また、損害賠償金として支払われる金額であっても、消費税が課税されることがあります。たとえば、賃貸中の事務所の退去が遅れたために、貸主が借主から損害賠償金を受け取ったような場合がそれに当たります(消費税法基本通達5-2-5)。実質をみれば、家賃を受け取って事務所を貸しているのとなら変わりがありません。このことから消費税が資産の譲渡等という取引に着目した税金であることが判ります。

このように、その取引が消費税の課税対象であるかどうかの判定は簡単でない場合が多くあります。来年消費税の税率引上げが予定されていますので、判定の正確性も金額的に重要性を増しています。迷ったら早めに税理士にご相談ください。

キャンセル料

支払い済みの
消費税の扱いは？

